

# 国立大学法人東京外国語大学 海外拠点規程

〔平成19年 8月20日〕  
規則第 62 号

改正 平成20年 2月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が海外に設置する拠点（以下「海外拠点」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 海外拠点は、本学の海外における教育研究活動及び教育研究活動を通じた国際連携を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、部局等とは、国際学術戦略本部、外国語学部、大学院地域文化研究科、アジア・アフリカ言語文化研究所及び留学生日本語教育センターをいう。

(設置等の申請)

第4条 海外拠点を設置又は廃止しようとする部局等の長は、設置計画については別紙様式1により、また、廃止計画については別紙様式2により、学長に申請するものとする。

(設置等の決定)

第5条 学長は、前条に定める設置又は廃止計画の申請があった場合は、役員会の議を経て決定するものとする。

2 前項の決定は、本規程の制定改廃をもって行う。

(設置部局等及び海外拠点の名称等)

第6条 海外拠点を置く部局等、海外拠点の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(海外拠点の長)

第7条 海外拠点の長及びその任期については、前条別表に定める部局等において決定する。

2 前項において海外拠点の長について決定した場合は、当該部局等の長が学長に報告する。

3 海外拠点の長は、海外拠点の管理運営に関する業務を掌理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、海外拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年8月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際に本学が設置している海外拠点については、この規程により設置されたものとして取り扱う。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部 局 等	名 称	所 在 地
国際学術戦略本部	国立大学法人東京外国語大学ロンドン・オフィス	英国ロンドン市
アジア・アフリカ言語文化研究所	国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所中東研究日本センター	レバノン共和国ベイルート市
アジア・アフリカ言語文化研究所	国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所コタキナバル・リエゾンオフィス	マレーシア国コタキナバル市

(別紙様式1)

年 月 日

海外拠点設置計画について

東京外国語大学長 殿

部局等  
部局等の長

海外拠点の設置を下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

海外拠点の名称	
所在地	
設置理由	
海外拠点における教育 研究活動計画	
設置国・地域における 関係機関との連携体制 (現地法人格取得の有 無等を含む。)	
設置の时限	
運営予算(「設置の时限」 の間について記入)	

(別紙様式2)

年 月 日

海外拠点廃止計画について

東京外国語大学長 殿

部局等  
部局等の長

海外拠点の廃止を下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

海外拠点の名称 (設置年月日)	
所在地	
廃止理由	
海外拠点における教育研究活動の実績(最近3か 年の実績)	
廃止に伴う設置国・地域 との今後の連携への影響	